

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 社会医療法人の認定要件 1～3 （略） 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 42 条の 2 第 1 項第 4 号関係） (1) （略） (2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ① （略） ② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、<u>介護老人保健施設及び介護医療院</u>が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）	第 2 社会医療法人の認定要件 1～3 （略） 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 42 条の 2 第 1 項第 4 号関係） (1) （略） (2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ① （略） ② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、<u>及び</u>介護老人保健施設が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在す

に所在すること。

- ③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。

※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。

④ （略）

(3) （略）

5 （略）

6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）

- (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の35の3第1項第1号関係）

①～⑥ （略）

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上す

ること。

- ③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、及び介護老人保健施設が相互に近接していること。

※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。

④ （略）

(3) （略）

5 （略）

6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）

- (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の35の3第1項第1号関係）

①～⑥ （略）

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上す

る資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の4第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産

ロ～ヘ （略）

⑧～⑨ （略）

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、全費用の額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）

る資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

ロ～ヘ （略）

⑧～⑨ （略）

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

の100分の60を超えること。

- ② 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えときは、50万円を限度とする。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ （略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。（この場合において、規則第30条の35の3第1項第2号イの判定に当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額の一部等も社会保険診療に係る収入に含まれることに留意すること。）

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ （略）

- ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法

に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。) に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ～ロ (略)

- ④ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 (略)

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

①～③ (略)

- ④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。

に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。) に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ～ロ (略)

- ③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 (略)

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

①～③ (略)

- ④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数で決し、可否同数のと

- イ 定款又は寄附行為の変更
- ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ハ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- ヘ 収支予算及び決算の決定又は変更
- ト 重要な資産の処分
- チ 借入金額の最高限度額の決定

⑤ （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 （略）

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) （略）

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① （略）

② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記様式第1の3

※ 実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲

きは、議長の決するところによる。

- イ 定款又は寄附行為の変更
- ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し
- ヘ 収支予算及び決算の決定
- ト 剰余金又は損失金の処理
- チ 借入金額の最高限度額の決定

⑤ （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 （略）

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) （略）

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① （略）

② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の様式第1の3

※ 実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲

げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③～④ (略)

(3)～(4) (略)

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書 別添10(規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の4)

② (略)

(6)～(12) (略)

7 その他

(1)～(2) (略)

(3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑦のへ)について

①～② (略)

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)

イ 純資産の部 ○○事業積立金(積立金に掲記)

④ (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③～④ (略)

(3)～(4) (略)

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書 別添10(規則第30条の36の9第1項の様式第1の4)

② (略)

(6)～(12) (略)

7 その他

(1)～(2) (略)

(3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑦のへ)について

①～② (略)

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)

イ 純資産の部 ○○事業積立金(利益剰余金のその他利益剰余金に掲記)

④ (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第４２条各号に掲げる業務及び同法第４２条の２第１項又は法第４２条の３第２項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① （略）

② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であつて、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ （略）

(5)～(8) （略）

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第４２条各号に掲げる業務及び同法第４２条の２第１項又は法第４２条の３第２項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① （略）

② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であつて、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ （略）

(5)～(8) （略）

○「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別添 1				別添 1			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	(略)	(略)	(略)	救急医療	(略)	(略)	(略)
(精神科救急医療の場合)	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。 <u>以下同じ。</u> ）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。 ②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。 <u>以下同じ。</u> ）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数	(精神科救急医療の場合)	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。 において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数

			※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。				※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	(略)	(略)	(略)	災害医療	(略)	(略)	(略)
へき地医療	(略)	(略)	(略)	へき地医療	(略)	(略)	(略)
周産期医療	(略)	(略)	(略)	周産期医療	(略)	(略)	(略)
小児救急医療	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。<u>以下同じ。</u>）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。<u>以下同じ。</u>）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診に	小児救急医療	(略)	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数

			<u>引き続いて入院した患者数についても、 上記の算定件数の合計に含めること。</u>				
--	--	--	---	--	--	--	--

○「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
1. 社会医療法人関係書類一覧				1. 社会医療法人関係書類一覧			
申 請 書 類 一 覧	申 請 時	毎決 算後	備 考	申 請 書 類 一 覧	申 請 時	毎決 算後	備 考
☐ 社会医療法人認定申請書	○	－		☐ 社会医療法人認定申請書	○	－	
☐ 決算届	－	○		☐ 決算届	－	○	
☐ 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○		☐ 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
☐ 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※	☐ 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐ 添付書類1－1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左 記 の 添 付 書 類 の う ち 該 当 す る 要 件 の も の を 添 付	左 記 の 添 付 書 類 の う ち 該 当 す る 要 件 の も の を 添 付	※	☐ 添付書類1－1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左 記 の 添 付 書 類 の う ち 該 当 す る 要 件 の も の を 添 付	左 記 の 添 付 書 類 の う ち 該 当 す る 要 件 の も の を 添 付	※
☐ 添付書類1－2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）				☐ 添付書類1－2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐ 添付書類1－3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 <u>受診時間等を証明する書類</u> 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）				☐ 添付書類1－3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐ 添付書類2（災害医療）				☐ 添付書類2（災害医療）			
☐ 添付書類1－1（救急医療）又は1－2（救急医療）（添付資料を含む）				☐ 添付書類1－1（救急医療）又は1－2（救急医療）（添付資料を含む）			

	訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）				
	添付書類３－１（へき地医療）						添付書類３－１（へき地医療）				
☐	医師派遣明細表						医師派遣明細表				
	医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）						医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）				
	添付書類３－２（へき地医療）						添付書類３－２（へき地医療）				
☐	巡回診療明細表						巡回診療明細表				
	巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）						巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）				
	添付書類３－３（へき地医療）						添付書類３－３（へき地医療）				
☐	へき地診療所診療日明細表						へき地診療所診療日明細表				
	添書書類３－４（へき地医療）						添書書類３－４（へき地医療）				
☐	医師派遣明細表						医師派遣明細表				
	医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）						医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）				
	添付書類３－５（へき地医療）						添付書類３－５（へき地医療）				
☐	医師派遣明細表、巡回診療明細表						医師派遣明細表、巡回診療明細表				
	医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類						医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類				
	添付書類４（周産期医療）						添付書類４（周産期医療）				
☐	母体搬送件数明細表						母体搬送件数明細表				
	母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）				
	添付書類５（小児救急医療）						添付書類５（小児救急医療）				
☐	時間外等加算件数明細表						時間外等加算件数明細表				
	受診時間等を証明する書類						（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
	（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）						添付書類６（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○		
☐	添付書類６（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○				理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※			直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－		
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－				書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○		

☐	書類付表 1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
☐	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
☐	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☐	添付書類 7（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
☐	定款（寄附行為）変更認可申請書
☐	定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会 <u>及び</u> 評議員会の議事録
（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項の収益業務を行う場合）	
☐	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐	定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
☐	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）（1）新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第 5.4 条 の 9 第 3 項 の規定に基づき定款又

☐	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
☐	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☐	添付書類 7（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
☐	定款（寄附行為）変更認可申請書
☐	定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会 <u>（評議員会）</u> の議事録
（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項の収益業務を行う場合）	
☐	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐	定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
☐	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）（1）新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第 5.0 条 第 1 項 の規定に基づき定款又は寄

は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
☐ 事業報告書
☐ 財産目録
☐ 貸借対照表
☐ 損益計算書
☒ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐ 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)
上記に掲げる書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (略)

附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
☐ 事業報告書
☐ 財産目録
☐ 貸借対照表
☐ 損益計算書
☐ 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)
上記に掲げる書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (略)

別表 2

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 _____ 印

住 所 : _____

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

別表 2

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 _____ 印

住 所 : _____

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所及び介護老人保健施設

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

(注) 隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。 (記載上の注意事項) ○ 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）<u>、</u>介護老人保健施設<u>及び介護医療院</u>を全て記載すること。 ○ 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。 添付書類 ○ 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、<u>、</u>介護老人保健施設<u>及び介護医療院</u>の所在地が示された地図		

(注) 隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。 (記載上の注意事項) ○ 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）<u>及び</u>介護老人保健施設を全て記載すること。 ○ 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。 添付書類 ○ 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所<u>及び</u>介護老人保健施設の所在地が示された地図		

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																				
添付書類 1 - 1（救急医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名：印 住 所： 以下のとおり相違ありません。 <table><tr><td>病 院 名</td><td></td></tr><tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr><tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr></table> 〔時間外等加算割合〕 <table><tr><td>区 分</td><td>6 歳以上の件数</td><td>6 歳未満の件数</td><td>合 計</td></tr><tr><td>初診料の算定件数</td><td>件</td><td>件</td><td>A 件</td></tr><tr><td>内 時間外加算の算定 件数</td><td>件</td><td>件</td><td>① 件</td></tr></table>	病 院 名		病院の所在地		管轄保健所名		区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計	初診料の算定件数	件	件	A 件	内 時間外加算の算定 件数	件	件	① 件	添付書類 1 - 1（救急医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名：印 住 所： 以下のとおり相違ありません。 <table><tr><td>病 院 名</td><td></td></tr><tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr><tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr></table> 〔時間外等加算割合〕 <table><tr><td>区 分</td><td>6 歳以上の件数</td><td>6 歳未満の件数</td><td>合 計</td></tr><tr><td>初診料の算定件数</td><td>件</td><td>件</td><td>A 件</td></tr><tr><td>内 時間外加算の算定 件数</td><td>件</td><td>件</td><td>① 件</td></tr></table>	病 院 名		病院の所在地		管轄保健所名		区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計	初診料の算定件数	件	件	A 件	内 時間外加算の算定 件数	件	件	① 件
病 院 名																																					
病院の所在地																																					
管轄保健所名																																					
区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計																																		
初診料の算定件数	件	件	A 件																																		
内 時間外加算の算定 件数	件	件	① 件																																		
病 院 名																																					
病院の所在地																																					
管轄保健所名																																					
区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計																																		
初診料の算定件数	件	件	A 件																																		
内 時間外加算の算定 件数	件	件	① 件																																		

内 休日加算の算定件数	件	件	②	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④	件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) \div A\}$				%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表 （略）

内 休日加算の算定件数	件	件	②	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④	件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) \div A\}$				%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表 （略）

添付書類 1－3（精神科救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等診療件数〕

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等 による 再 診 料 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	① 件
休日加算の算定件 数	件	件	件	② 件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	③ 件

添付書類 1－3（精神科救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等診療件数〕

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等 による 再 診 料 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	① 件
休日加算の算定件 数	件	件	件	② 件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	③ 件

時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	④	件
<u>上記以外の時間外 等入院患者数</u>	<u>件</u>	<u>件</u>		<u>⑤</u>	<u>件</u>
時間外等診療件数 (①+②+③+④+ <u>⑤</u>)				<u>⑥</u>	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料 (A) の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料 (B) の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第33条の4の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	④	件
時間外等診療件数 (①+②+③+④)				<u>⑤</u>	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第33条の4の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療 圏名	人 口	
	⑦ 人	(統計表名)
人口 1 万人対時間外等診療件数 (⑥/⑦×10,000)	人	

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療 圏名	人 口	
	⑥ 人	(統計表名)
人口 1 万人対時間外等診療件数 (⑤/⑥×10,000)	人	

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件

<u>上記以外の時間外 等入院患者数</u>	件	件		件
----------------------------	---	---	--	---

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電 話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件
<u>上記以外の時間外 等入院患者数</u>	件	件		件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電 話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電 話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電 話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件

休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
<u>上記以外の時間外等入院患者数</u>	件	件		件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電 話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
<u>上記以外の時間外等入院患者数</u>	件	件		件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電 話 等による再 診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 3－5（へき地医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____印
住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣 日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日

添付書類 3－5（へき地医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____印
住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣 日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日

[illegible][illegible]

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数 (うち、純増日数)	診療医師数	延べ診療日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数 (うち、純増日数)	診療医師数	延べ診療日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)

	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合 計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

※ 「延べ診療日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。
（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所（〇〇公民館等）を（ ）書で記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。
- （純増 日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地に対する巡回診療の診療日数を記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合 計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

※ 「延べ診療日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。
（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所（〇〇公民館等）を（ ）書で記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。
- （純増 日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

[illegible]

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

[illegible]

	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 5（小児救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____ 印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③ 件	件

添付書類 5（小児救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____ 印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	④ 件	件
内 休日加算の算定件数	件	⑤ 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	⑥ 件	件

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	④	件	件
<u>上記以外の時間外等入 院患者数</u>	件	<u>B</u>	件	件
時間外等加算割合 $\{((①+②+③+④+B) / A+B)\}$		%		—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

○ 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定	件	件	件

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	④	件	件
時間外等加算割合 $\{((①+②+③+④) / A)\}$		%		—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定	件	件	件

件数			
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
<u>上記以外の時間外等入 院患者数</u>	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
<u>上記以外の時間外等入 院患者数</u>	件	件	件

件数			
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算 定件数	件	件	件
内 休日加算の算定 件数	件	件	件
内 深夜加算の算定 件数	件	件	件
内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
<u>上記以外の時間外等入院患者数</u>	<u>件</u>	<u>件</u>	<u>件</u>

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
<u>上記以外の時間外等入 院患者数</u>	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

内 時間外加算の特 例の算定件数	件	件	件
---------------------	---	---	---

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：_____印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及び△）

	総 数	最も人数の 多い親族等 のグループ の人数	親族等の割合	最も人数の 多い他の同 一団体のグ ループの人 数	他の同一団 体の割合
理事	人	人	%	人	%
監事	人			人	%
社員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：_____印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の2第1項第1号イ及びニ）

	総 数	最も人数の 多い親族等 のグループ の人数	親族等の割合	最も人数の 多い他の同 一団体のグ ループの人 数	他の同一団 体の割合
理事	人	人	%	人	%
監事	人			人	%
社員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

- 2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）
（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

- 3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）
（該当する項目欄の口にチェックすること。）
☐ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	
監 事	
評議員	

- 2 役員等の選任方法（規則第30条の35の2第1項第1号ロ及びハ）
（該当する項目欄の口にチェックすること。）

（1）共通事項

☐ 理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある

（2）社団医療法人

☐ すべての理事及び監事を社員総会で選任

（3）財団医療法人

☐ すべての理事及び監事を評議員会で選任

☐ すべての評議員を理事会において推薦

- 3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ホ）
（該当する項目欄の口にチェックすること。）
☐ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	
監 事	
評議員	

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びヘ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に 対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の 有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の 運用及び事業 の運営		有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の2第1項第1号エ及びト）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に 対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の 有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の 運用及び事業 の運営		有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の2第1項第1号チ及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円

C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号㊦）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ 無
出 資		有 ・ 無
社団法人の社員権		有 ・ 無
組合契約		有 ・ 無
信 託		有 ・ 無
外国の法令に基づく財産		有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号㊦）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無

6 保有財産（規則第30条の35の2第1項第1号㊦）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ 無
出 資		有 ・ 無
社団法人の社員権		有 ・ 無
組合契約		有 ・ 無
信 託		有 ・ 無
外国の法令に基づく財産		有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の2第1項第1号㊦）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無

勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ 無
その他公益に反する事実		有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1～4 （略）

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①～③ （略）

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤～⑩ （略）

6～7 （略）

勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ 無
その他公益に反する事実		有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1～4 （略）

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①～③ （略）

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤～⑩ （略）

6～7 （略）

(書類付表 3)

保有する資産の明細表

1～8 (略)

「保有する資産の明細表」(書類付表 3)の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ～ハ (略)

②～④ (略)

2 「6 土地の明細」

①～③ (略)

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、○ ○病院、○ ○診療所、介護老人保健施設○ ○、○ ○介護医療院、医師住宅等)を記載すること。

3～4 (略)

(書類付表 3)

保有する資産の明細表

1～8 (略)

「保有する資産の明細表」(書類付表 3)の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ～ハ (略)

②～④ (略)

2 「6 土地の明細」

①～③ (略)

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、○ ○病院、○ ○診療所、介護老人保健施設○ ○、医師住宅等)を記載すること。

3～4 (略)

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：_____印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

<u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</u>	<u>業務に係る費用の額（A）</u>	<u>全費用の額（B）</u>	<u>割 合 A／B</u>
	円	円	%
			%
			%
合 計	①	②	%

（記載上の注意事項）

（1）直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

（2）業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

（3）全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：_____印

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、 <u>介護老人保健施設及び介護医療院</u> 等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	<u>予防接種</u>				
	助産				
	<u>介護事業</u>				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	<u>予防接種</u>				
	助産				
	<u>介護事業</u>				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				

1 収入金額（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

病院、診療所、 <u>及び介護老人保健施設等名</u>	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				

	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			③	⑩
	労災保険診療			④	⑪
	健康診査			⑤	⑫
	予防接種			⑥	⑬
	助産			⑦	⑭
	介護事業			⑧	⑮
	その他			⑨	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑨の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 同一の基準による

合 計	社会保険診療			①	⑥
	労災保険診療			②	⑦
	健康診査			③	⑧
	助産			④	⑨
	その他			⑤	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 同一の基準による

☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	<u>⑩</u> 円

（記載上の注意事項）

○ ⑤が⑩と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円

☐ 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	<u>⑩</u> 円

（記載上の注意事項）

○ ③が⑩と一致すること。

計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑰ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が⑰と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入 金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑱ 件	⑲ 円
分娩件数（⑪）×50万円		⑳ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が⑲又は⑳の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス	円	介護予防サービス	円

4 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

	分娩件数	助産に係る収入 金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪ 件	⑫ 円
分娩件数（⑪）×50万円		⑬ 円

(記載上の注意事項)

○ ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

<u>ス事業</u>		<u>ス事業</u>	
<u>地域密着型介護 予防サービス事 業</u>	円		円
計	円	計	円
		<u>介護事業に係る 収入合計</u>	② 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②と一致すること。

8 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

5 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

9 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号三）

病院、診療所、 <u>介護老人保健施設及び介護医療院</u> 等名	医療診療により収入する金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割合 A／B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計（B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	<u>22</u>			<u>23</u>	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計22が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計23が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

6 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、 <u>及び介護老人保健施設等名</u>	医療診療により収入する金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割合 A／B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計（B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	<u>14</u>			<u>15</u>	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計14が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計15が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別添 8

医療法施行規則 別記様式第 1 の 3 （第 30 条の 36 の 3 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

(以下省略)

別添 8

医療法施行規則 様式第 1 の 3 （第 30 条の 36 の 3 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

(以下省略)

別添 10

医療法施行規則 別記様式第 1 の 4（第 30 条の 36 の 9 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書

(以下省略)

別添 10

医療法施行規則 様式第 1 の 4（第 30 条の 36 の 9 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書

(以下省略)

○「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号）（抄）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添 1 を参照されたいこと。 （１）～（４） （略） <u>（５）経理に関する基準</u> <u>財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。</u> （<u>６</u>）法令違反 その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。また、（１）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）として、次のとおり定められた。 （い）その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）	第 1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添 1 を参照されたいこと。 （１）～（４） （略） （<u>５</u>）法令違反 その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。また、（１）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）として、次のとおり定められた。 （い）その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。))に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えときは、50万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。))の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- a (略)
- b 船員保険法(昭和14年法律第73号)第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- c 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公

第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。))の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。))に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- a (略)
- b 船員保険法(昭和14年法律第73号)第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
- c 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共

務員共済組合連合会が行う健康診査

- e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- g 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- h （略）
- i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

ロ～ニ （略）

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ （略）

- ロ 各医療施設（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。

なお、平均料金上限（5,000円）は廃止された。

済組合連合会が行う健康診査

- e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- g 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- h （略）
- i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

ロ～ニ （略）

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ （略）

- ロ 各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあつては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。

なお、平均料金上限（5,000円）は廃止された。

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

① 申請者の名称、納税地及び法人番号

②～④ (略)

⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ～ロ (略)

ハ 前記1(2)(3)(5) (6)の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

① 申請者の名称 及び納税地

②～④ (略)

⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ～ロ (略)

ハ 前記1(2)(3)(5)の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

① 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号

②～⑤ (略)

(5)～(8) (略)

第2 その他の留意事項

(1)～(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

①～② (略)

③ 法人税関係の申請、届出等の様式の制定について（平成13年7月5日課法3-57ほか11課共同）

④ (略)

第3 (略)

(別添1) 特定医療法人の関係法令

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄） (略)

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）

（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

① 届出をする医療法人の名称及び納税地

②～⑤ (略)

(5)～(8) (略)

第2 その他の留意事項

(1)～(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

①～② (略)

③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について（平成15年4月4日課法10-15）

④ (略)

第3 (略)

(別添1) 特定医療法人の関係法令

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄） (略)

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）

（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 （略）

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

三～四 （略）

五 その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。

イ 財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

六 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～二 （略）

三 第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類

4～6 （略）

○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄）（略）

○租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）

一～四 （略）

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

三～四 （略）

五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～二 （略）

三 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類

4～6 （略）

○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄）（略）

○租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ～ニ （略）

二 （略）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ～ニ （略）

二 （略）

○「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号）（抄）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（別表） 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 42 条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。 第 1 号～第 5 号 （略） 第 6 号 保健衛生に関する業務 - 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。 Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑧ （略） ⑨ 助産所（<u>医療</u>法第 2 条に規定するもの。） ⑩～⑪ （略） ⑫ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 <u>13</u> 年法律第 <u>26</u> 号。）第 5 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。 ※ 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 <u>32</u> 号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 4 条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものにつ	（別表） 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 42 条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。 第 1 号～第 5 号 （略） 第 6 号 保健衛生に関する業務 - 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。 Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑧ （略） ⑨ 助産所（<u>改正</u>法第 2 条に規定するもの。） ⑩～⑪ （略） ⑫ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 <u>23</u> 年法律第 <u>32</u> 号。）第 5 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。 ※ 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 <u>74</u> 号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 4 条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものにつ

いては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

※ 2～※ 3 (略)

⑬～⑰ (略)

- ⑳ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第 12 項に規定する事業所内保育事業 及び第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が 6 人以上のものに限る。）において第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの（以下「企業主導型保育事業」という。）。

※ 事業所内保育事業 及び企業主導型保育事業に限っては委託する場合も認めること。

Ⅱ. (略)

第 7 号～第 8 号 (略)

留意事項 (略)

いては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

※ 2～※ 3 (略)

⑬～⑰ (略)

- ⑳ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業 及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業

※ 事業所内保育事業に限っては委託する場合も認めること。

Ⅱ. (略)

第 7 号～第 8 号 (略)

留意事項 (略)

改正後

改正前

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		児童心理治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム（注）			○	告示	（注）ケアハウスのみ可
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム（注）			○	告示	（注）ケアハウスのみ可
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業

改正後

改正前

第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示	
		養育支援訪問事業			○	告示	
		地域子育て支援拠点事業			○	告示	
		一時預かり事業			○	告示	
		小規模住居型児童養育事業			○	告示	
		小規模保育事業			○	告示	
		病児保育事業			○	告示	
		子育て援助活動支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	民間あつせん 提携による事 子養育のあつ せんによる事 業の保護等 に関する法律		養子縁組あつせん事業		○	告示	

第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示	
		養育支援訪問事業			○	告示	
		地域子育て支援拠点事業			○	告示	
		一時預かり事業			○	告示	
		小規模住居型児童養育事業			○	告示	
		小規模保育事業			○	告示	
		病児保育事業			○	告示	
		子育て援助活動支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	

改正後

改正前

第二種社会福祉事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を営する事業		○	告示		
		母子家庭日常生活支援事業		○	告示			
		父子家庭日常生活支援事業		○	告示			
		寡婦日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。	○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。		
		母子・父子福祉施設		○	告示			
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
				夜間対応型訪問介護				
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護				
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）				
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示		
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護				
				認知症対応型通所介護				
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護				
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示			
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護					
		地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護			○		告示
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業			認知症対応型共同生活介護		○
	地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護					
	複合型サービス福祉事業		地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示		
	老人デイサービスセンター			○	告示			
	老人短期入所施設			○	告示			
	老人福祉センター			○	告示			
	老人介護支援センター			○	告示			

第二種社会福祉事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を営する事業		○	告示		
		母子家庭日常生活支援事業		○	告示			
		父子家庭日常生活支援事業		○	告示			
		寡婦日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。	○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。		
		母子・父子福祉施設		○	告示			
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
				夜間対応型訪問介護				
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護				
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）				
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示		
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護				
				認知症対応型通所介護				
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護				
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示			
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護					
		地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護			○		告示
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業			認知症対応型共同生活介護		○
	地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護					
	複合型サービス福祉事業		地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示		
	老人デイサービスセンター			○	告示			
	老人短期入所施設			○	告示			
	老人福祉センター			○	告示			
	老人介護支援センター			○	告示			

改正後

第二種社会 福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業		○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業		○	告示	
		特定相談支援事業		○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		移動支援事業		○	告示	
		地域活動支援センター		○	告示	
		福祉ホーム		○	告示	
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		○	告示	
		手話通訳事業		○	告示	
		介助犬訓練事業		○	告示	
		聴導犬訓練事業		○	告示	
		身体障害者福祉センター		○	告示	
		補装具製作施設		○	告示	
		盲導犬訓練施設		○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設		○	告示	
		身体障害者の更生相談事業		○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

改正前

第二種社会 福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業		○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業		○	告示	
		特定相談支援事業		○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		移動支援事業		○	告示	
		地域活動支援センター		○	告示	
		福祉ホーム		○	告示	
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		○	告示	
		手話通訳事業		○	告示	
		介助犬訓練事業		○	告示	
		聴導犬訓練事業		○	告示	
		身体障害者福祉センター		○	告示	
		補装具製作施設		○	告示	
		盲導犬訓練施設		○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設		○	告示	
		身体障害者の更生相談事業		○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

改正後

改正前

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考	
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)			
			訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	保健		
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健		
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			通所リハビリテーション			
			短期入所療養介護			
			特定施設入居者生活介護(注)	保健		
			福祉用具貸与	保健		
			特定福祉用具販売	保健		
		居宅介護支援事業				保健
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健		
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			介護予防訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)			
			介護予防訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	保健		
			介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健		
			介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			介護予防通所リハビリテーション			
			介護予防短期入所療養介護			
			介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健		
			介護予防福祉用具貸与	保健		
			特定介護予防福祉用具販売			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考	
社会福祉事業以外		居宅サービス事業		訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）			
				訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
				訪問リハビリテーション			
				居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健		
				居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
				通所リハビリテーション			
				短期入所療養介護			
				特定施設入居者生活介護（注）	保健		
				福祉用具貸与	保健		
				特定福祉用具販売	保健		
		居宅介護支援事業					保健
		介護予防サービス事業		介護予防訪問入浴介護	保健		
							介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
				介護予防訪問リハビリテーション			
				介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健		
				介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
				介護予防通所リハビリテーション			
				介護予防短期入所療養介護			
				介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健		
				介護予防福祉用具貸与	保健		
				特定介護予防福祉用具販売			

改正後

改正前

社会福祉事業以外			介護予防支援事業	保健			
			地域密着型サービス事業	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
			地域支援事業(注)	保健	※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ号(事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)。 また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。	第一号訪問事業	
						第一号通所事業	
						第一号生活支援事業	
						第一号介護予防支援事業	
						一般介護予防事業	
						総合相談支援事業	
						権利擁護事業	
						包括的・継続的ケアマネジメント事業	
						在宅医療介護連携推進事業	
			生活支援等体制整備等事業				
			認知症総合支援事業				
			任意事業				
			保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い		
			施設サービス	本来	介護保健施設サービス		
介護療養施設サービス							
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事業) ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定府県介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の受託並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定府県介護支援事業者等の業務に付随するものとする。					
指定都道府県事務受託法人の受託事務							

社会福祉事業以外			介護予防支援事業	保健			
			地域密着型サービス事業	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
			地域支援事業(注)	保健	※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ号(事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)。 また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。	第一号訪問事業	
						第一号通所事業	
						第一号生活支援事業	
						第一号介護予防支援事業	
						一般介護予防事業	
						総合相談支援事業	
						権利擁護事業	
						包括的・継続的ケアマネジメント事業	
						在宅医療介護連携推進事業	
			生活支援等体制整備等事業				
			認知症総合支援事業				
			任意事業				
			保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い		
			施設サービス	本来	介護保健施設サービス		
介護療養施設サービス							
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事業) ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定府県介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の受託並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定府県介護支援事業者等の業務に付随するものとする。					
指定都道府県事務受託法人の受託事務							

○特定医療法人の定款例（「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）別添 3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
特定医療法人の定款例	備 考	特定医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第 1 章 名称及び事務所		第 1 章 名称及び事務所	
第 1 条 （略）	（略）	第 1 条 （略）	（略）
第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・ <u>事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</u>	第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	
第 2 章 目的及び事業		第 2 章 目的及び事業	
第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> ）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	（略）	第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	（略）
第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> ）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。		第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
<u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u>			
2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> ）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。		2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
		(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	

(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> 第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を經營するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の經營 第3章 資産及び会計 第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 本社の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本会社に寄附された財産 (3) 本社の事業に伴う収入 (4) その他の収入 <u>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。</u> 第7条～第11条 (略) 第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	(略) (略) <u>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</u> <u>・2以上の都道府県の区域において 病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を開設する医療法人 については、主たる事務所の所</u>	(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の經營 第3章 資産及び会計 第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 本社の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本会社に寄附された財産 (3) 本社の事業に伴う収入 (4) その他の収入 第7条～第11条 (略) 第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	(略) (略)
--	--	---	-----------------------

第 14 条 （略） 第 4 章 社員 第 15 条 （略） 第 16 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 <u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u> 第 17 条 （略） 第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。 第 19 条 （略） 第 5 章 社員総会 （略） 第 6 章 役員 第 29 条 本社に、次の役員を置く。 (1) 理事 6 名以上〇名以内 うち理事長 1 名 常務理事 〇名 (2) 監事 2 名 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 <u>3 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</u> 第 30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。	<u>在地の都道府県知事に届け出るものとする。</u> ・ <u>退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</u> (略)	第 14 条 （略） 第 4 章 社員 第 15 条 （略） 第 16 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 第 17 条 （略） 第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。 第 19 条 （略） 第 5 章 社員総会 （略） 第 6 章 役員 第 29 条 本社に、次の役員を置く。 (1) 理事 6 名以上〇名以内 うち理事長 1 名 常務理事 〇名 (2) 監事 2 名 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 第 30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。	(略)
---	---	---	------------

2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～4 （略） 第31条 1～4 （略） 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第32条～第33条 （略） 第34条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） （略） ・役員の報酬は、3,600万円以下であること。 ・<u>役員の報酬等について定款にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成28年医政発0325第3号）第1の5の(5)及び第1の7の(4)参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。</u>	2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～4 （略） 第31条 1～4 （略） 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第32条～第33条 （略） 第34条 役員の報酬等は、<u>（例1）</u>社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 <u>（例2）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u> <u>（例3）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u>	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） （略） ・役員の報酬は、3,600万円以下であること。 ・<u>役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員</u>
--	---	---	--

第 35 条～第 36 条 （略） 第 7 章 理事会 第 37 条～第 38 条 （略） 第 39 条 1～2 （略） 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5 （略） 第 40 条～第 43 条 （略） 第 8 章 評議員 第 44 条 （略） 第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	(略) ・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。 (略)	第 35 条～第 36 条 （略） 第 7 章 理事会 第 37 条～第 38 条 （略） 第 39 条 1～2 （略） 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5 （略） 第 40 条～第 43 条 （略） 第 8 章 評議員 第 44 条 （略） 第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	<u>総会の決議によって定める必要がある。</u> ・ <u>定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</u> (略) ・ 1 週間を下回る機関を定めることもできる。 (略)
--	--	--	---

従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本<u>社団</u>の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略) 第46条～第47条 (略) 第9章～第10章 (略) 第11章 定款の変更 第58条 この定款は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。 第12章 解散及び合併 第59条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。 第60条 本団が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き</u>、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。 <u>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。</u> <u>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</u> <u>(1) 現務の結了</u> <u>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</u> <u>(3) 残余財産の引渡し</u>	(略)	従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本<u>財団</u>の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略) 第46条～第47条 (略) 第9章～第10章 (略) 第11章 定款の変更 第58条 この定款は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。 第12章 解散及び合併 第59条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。 第60条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。	(略)
--	------------	---	------------

第 61 条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第 62 条 (略) 第 13 章 雑則 第 63 条 本団の公告は、 <u>(例 1) 官報に掲載する方法</u> <u>(例 2) ○○新聞に掲載する方法</u> <u>(例 3) 電子公告 (ホームページ)</u> によって行う。 <u>(例 3 の場合)</u> <u>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は ○○新聞) に掲載する方法によって行う。</u> 第 64 条 (略) 附則 (略)	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 ・<u>「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。</u> (略)	第 61 条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第 62 条 (略) 第 13 章 雑則 第 63 条 本団の公告は、官報 (及び ○○新聞) によって行う。 第 64 条 (略) 附則 (略)	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 (略)
---	---	--	--

○特定医療法人の寄附行為例（「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号）別添3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
特定医療法人の寄附行為例	備 考	特定医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為 第1章 名称及び事務所 第1条 （略） 第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。 第2章 目的及び事業 第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	・ <u>事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</u> ・ 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第<u>30</u>条において同じ。）	医療法人〇〇会寄附行為 第1章 名称及び事務所 第1条 （略） 第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。 第2章 目的及び事業 第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	・ 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第<u>29</u>条において同じ。）

(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u> 第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 <u>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。</u> 第7条～第9条 （略） 第10条 資産のうち現金は、<u>医業経営のため</u>確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第11条 （略） 第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第13条 （略） 第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、<u>理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、</u>配当してはならない。 第15条 （略）	（略） <u>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</u>	(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) 第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 第7条～第9条 （略） 第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第11条 （略） 第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第13条 （略） 第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 第15条 （略）	（略）
--	---	---	------------

第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略) 第 17 条 (略) <u>第 18 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u> <u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> 第 19 条 (略) 第 5 章 評議員会 第 20 条 (略) 第 21 条 (略) 第 22 条 (略) 第 23 条 (略) 第 24 条 (略) 第 25 条 (略) 第 26 条 (略) 第 27 条 (略) 第 28 条 (略) 第 6 章 役員	<u>・本条を規定するか否かは任意。</u> (略) (略)	第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略) 第 17 条 (略) 第 18 条 (略) 第 5 章 評議員会 第 19 条 (略) 第 20 条 (略) 第 21 条 (略) 第 22 条 (略) 第 23 条 (略) 第 24 条 (略) 第 25 条 (略) 第 26 条 (略) 第 27 条 (略) 第 6 章 役員	(略) (略)
--	---	--	-----------------------

第 <u>29</u> 条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上○名以内 うち理事長 1名 常務理事 ○名 (2) 監事 2名 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 <u>3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</u> 第 <u>30</u> 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。 2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～4 （略） 第 <u>31</u> 条 1～3 （略） 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) （略） (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、<u>理事長に対して評議員会を招集を請求</u>すること。	・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） （略）	第 <u>28</u> 条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上○名以内 うち理事長 1名 常務理事 ○名 (2) 監事 2名 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 第 <u>29</u> 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。 2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。 3～4 （略） 第 <u>30</u> 条 1～3 （略） 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) （略） (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、<u>評議員会を招集</u>すること。	・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） （略）
---	---	--	---

と。 (6) (略) 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第 32 条 1～2 (略) 3 役員は、第 29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 33 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。 <u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u> <u>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u> 第 34 条 役員の報酬等は、評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。	・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。 ・<u>役員の報酬等について寄附行為にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）第 1 の 5 の (5) 及び第 1 の 7 の (4) 参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。</u>	(6) (略) 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第 31 条 1～2 (略) 3 役員は、第 28 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 32 条 役員は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。 第 33 条 役員の報酬等は <u>(例 1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u> <u>(例 2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u> <u>(例 3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u>	・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。 ・<u>役員の報酬等について、寄附行為</u>
--	--	---	--

第 <u>35</u> 条 (略) 第 <u>36</u> 条 (略) 第 7 章 理事会 第 <u>37</u> 条 (略) 第 <u>38</u> 条 (略) 第 <u>39</u> 条 1～2 (略) 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5 (略) 第 <u>40</u> 条 (略) 第 <u>41</u> 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第 <u>22</u> 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2	(略) ・ <u>1 週間を下回る期間を定めることもできる。</u> (略)	第 <u>34</u> 条 (略) 第 <u>35</u> 条 (略) 第 7 章 理事会 第 <u>36</u> 条 (略) 第 <u>37</u> 条 (略) 第 <u>38</u> 条 1～2 (略) 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5 (略) 第 <u>39</u> 条 (略) 第 <u>40</u> 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第 <u>21</u> 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2	<u>にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。</u> ・ <u>寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額は、その額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。</u> (略) (略)
---	---	---	--

以上の同意を得なければならない。 3 (略) 第 <u>42</u> 条 (略) 第 <u>43</u> 条 (略) 第 <u>8</u> 章 証明書等の提出 第 <u>44</u> 条 (略) 第 <u>9</u> 章 寄附行為の変更 第 <u>45</u> 条 この寄附行為は、第 <u>22</u> 条及び第 <u>41</u> 条第 <u>2</u> 項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない変更することができない。 第 <u>10</u> 章 解散及び合併 第 <u>46</u> 条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第 <u>22</u> 条及び第 <u>41</u> 条第 <u>2</u> 項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。 第 <u>47</u> 条 本財団が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き</u>、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 <u>2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</u> (1) <u>現務の結了</u> (2) <u>債権の取立て及び債務の弁済</u> (3) <u>残余財産の引渡し</u> 第 <u>48</u> 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	(略) (略) ・本条には、医療法第55条第<u>3</u>項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。 ・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 ・「<u>同種の医療法人</u>」は財団たる医療	以上の同意を得なければならない。 3 (略) 第 <u>41</u> 条 (略) 第 <u>42</u> 条 (略) 第 <u>7</u> 章 証明書等の提出 第 <u>43</u> 条 (略) 第 <u>8</u> 章 寄附行為の変更 第 <u>44</u> 条 この寄附行為は、第 <u>21</u> 条及び第 <u>40</u> 条第 <u>3</u> 項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない変更することができない。 第 <u>9</u> 章 解散及び合併 第 <u>45</u> 条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第 <u>21</u> 条及び第 <u>40</u> 条第 <u>3</u> 項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。 第 <u>46</u> 条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 第 <u>47</u> 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	(略) (略) ・本条には、医療法第55条第<u>1</u>項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。 ・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
---	--	---	--

第 <u>49</u> 条 （略） 第 <u>11</u> 章 雑則 第 <u>50</u> 条 （略） 第 <u>51</u> 条 （略） 附則 （略）	<u>法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。</u> （略）	第 <u>48</u> 条 （略） 第 <u>10</u> 章 雑則 第 <u>49</u> 条 （略） 第 <u>50</u> 条 （略） 附則 （略）	（略）
--	--	--	------------

○出資額限度法人の定款例（「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成 16 年医政発第 0831001 号）別添 2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別添 2		別添 2	
出資額限度法人モデル定款	備 考	出資額限度法人モデル定款	備 考
医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	（略） ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 28 条第 3 項及び第 29 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、	医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	（略） ・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 28 条第 3 項及び第 29 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u> 2 本団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u>	「本団は、介護老人保健施設（又は<u>介護医療院</u>）を經營し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において	第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 2 本団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	護老人保健施設を經營し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。）
---	--	---	---

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条～第11条 （略） 第12条 1～2 （略） 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第13条 （略） 第4章～第5章 （略） 第6章 役員	同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 （略） ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は</u> <u>介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 （略）	第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条～第11条 （略） 第12条 1～2 （略） 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第13条 （略） 第4章～第5章 （略） 第6章 役員	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 （略） ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u> <u>介護老人保健施設</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 （略）
---	---	--	--

第 27 条 (略) 第 28 条 1～2 (略) 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4～5 (略) 第 29 条 1～4 (略) 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者そ	(略) ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） (略)	第 27 条 (略) 第 28 条 1～2 (略) 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4～5 (略) 第 29 条 1～4 (略) 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所、<u>又は介護老人保健施設</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を	(略) ・病院、診療所、<u>又は介護老人保健施設</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>又は介護老人保健施設</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） (略)
--	--	--	--

他の職員を含む。)を兼ねてはならない。 第30条～第34条 (略) 第7章～第8章 (略) 第9章 解散、合併 第43条～第46条 (略) 第10章 雑則 第47条 (略) 第48条 (略) 附 則 (略)	(略) (略) (略) (略)	含む。)を兼ねてはならない。 第30条～第34条 (略) 第7章～第8章 (略) 第9章 解散、合併及び分割 第43条～第46条 (略) <u>第47条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇</u> <u>県知事の認可を得て、分割することができる。</u> 第10章 雑則 第48条 (略) 第49条 (略) 附 則 (略)	(略) (略) (略) (略)
--	---	---	---

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添 1）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別添 1		別添 1	
社団医療法人の定款例	備 考	社団医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第 1 章 名称及び事務所		第 1 章 名称及び事務所	
第 1 条～第 2 条 （略）	（略）	第 1 条～第 2 条 （略）	（略）
第 2 章 目的及び事業		第 2 章 目的及び事業	
第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> ）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、 <u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u> のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 28 条第 3 項及び第 29 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設 <u>（又は介護医療院）</u> を経営し、要介護者	第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u> 2 本団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u> 第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務	に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下	第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 2 本団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。	及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下
--	---	---	--

を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条～第11条 (略) 第12条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第13条 (略) 第4章～第5章 (略) 第6章 役員 第26条 (略) 第27条 1～2 (略) 3 本会社が開設(指定管理者として管理する場合を含	「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 (略) ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 (略) (略)	〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条～第11条 (略) 第12条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第13条 (略) 第4章～第5章 (略) 第6章 役員 第26条 (略) 第27条 1～2 (略) 3 本会社が開設(指定管理者として管理する場合を含	「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 (略) ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 (略) (略)
---	---	---	---

む。)する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）	む。)する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）
4～5 （略）	（略）	4～5 （略）	（略）
第28条 1～4 （略）	（略）	第28条 1～4 （略）	（略）
5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	（略）	5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	（略）
第29条～第33条 （略）	（略）	第29条～第33条 （略）	（略）

第 7 章～第 1 0 章　（略）	（略）	第 7 章～第 1 0 章　（略）	（略）
附　則　（略）	（略）	附　則　（略）	（略）

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添 2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

別添 2		別添 2	
財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為		医療法人〇〇会寄附行為	
第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略）	（略）	第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略）	（略）
第 2 章 目的及び事業		第 2 章 目的及び事業	
第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> ）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 <u>27</u> 条第 3 項及び第 <u>28</u> 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（<u>又は介護医療院</u>）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管	第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 <u>26</u> 条第 3 項及び第 <u>27</u> 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とす

第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u> 2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u> 第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。	理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条	第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○〇看護師養成所の経営	る。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条
---	--	---	--

〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条～第11条 (略) 第12条 1～2 (略) 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第13条 (略) 第4章 評議員 第14条 (略) 第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>	各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 (略) (略)	第3章 資産及び会計 第6条～第11条 (略) 第12条 1～2 (略) 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第13条 (略) 第4章 評議員 第14条 (略) 第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関し	各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 (略) (略)
--	---	---	---

の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。 <u>第 16 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u> <u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> 第 5 章 評議員会 第 <u>17</u> 条 (略) 第 <u>18</u> 条 (略) 第 <u>19</u> 条 (略) 第 <u>20</u> 条 (略) 第 <u>21</u> 条 (略) 第 <u>22</u> 条 (略) 第 <u>23</u> 条 (略) 第 <u>24</u> 条 (略) 第 <u>25</u> 条 (略)	<u>・本条を規定するか否かは任意。</u> (略) (略)	て識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。 第 <u>16</u> 条 (略) 第 <u>17</u> 条 (略) 第 <u>18</u> 条 (略) 第 <u>19</u> 条 (略) 第 <u>20</u> 条 (略) 第 <u>21</u> 条 (略) 第 <u>22</u> 条 (略) 第 <u>23</u> 条 (略) 第 <u>24</u> 条 (略)	(略) (略)
---	---	---	-----------------------

第6章 役員 第26条 (略) 第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 2 (略) 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4～5 (略)	(略) ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） (略)	第6章 役員 第25条 (略) 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 2 (略) 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4～5 (略)	(略) ・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） (略)
---	--	--	--

第 <u>28</u> 条 1 ～ 4 (略) 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 <u>29</u> 条 1 ～ 2 (略) 3 役員は、第 <u>26</u> 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 <u>30</u> 条 (略) 第 <u>31</u> 条 (略) 第 <u>32</u> 条 (略) 第 <u>33</u> 条 (略) 第 7 章 理事会 第 <u>34</u> 条 (略) 第 <u>35</u> 条 (略) 第 <u>36</u> 条 (略) 第 <u>37</u> 条 (略) 第 <u>38</u> 条 (略) 第 <u>39</u> 条 (略) 第 <u>40</u> 条 (略) 第 8 章 寄附行為の変更	(略) (略) (略) (略)	第 <u>27</u> 条 1 ～ 4 (略) 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は<u>介護老人保健施設</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 <u>28</u> 条 1 ～ 2 (略) 3 役員は、第 <u>25</u> 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 <u>29</u> 条 (略) 第 <u>30</u> 条 (略) 第 <u>31</u> 条 (略) 第 <u>32</u> 条 (略) 第 7 章 理事会 第 <u>33</u> 条 (略) 第 <u>34</u> 条 (略) 第 <u>35</u> 条 (略) 第 <u>36</u> 条 (略) 第 <u>37</u> 条 (略) 第 <u>38</u> 条 (略) 第 <u>39</u> 条 (略) 第 8 章 寄附行為の変更	(略) (略) (略) (略)
---	---	--	---

第 <u>41</u> 条 （略）		第 <u>40</u> 条 （略）	
第 9 章 解散、合併及び分割		第 9 章 解散、合併及び分割	
第 <u>42</u> 条 （略）		第 <u>41</u> 条 （略）	
第 <u>43</u> 条 （略）		第 <u>42</u> 条 （略）	
第 <u>44</u> 条 （略）		第 <u>43</u> 条 （略）	
第 <u>45</u> 条 （略）		第 <u>44</u> 条 （略）	
第 <u>46</u> 条 （略）		第 <u>45</u> 条 （略）	
第 10 章 雑則		第 10 章 雑則	
第 <u>47</u> 条 （略）		第 <u>46</u> 条 （略）	
第 <u>48</u> 条 （略）	(略)	第 <u>47</u> 条 （略）	(略)
附 則 （略）		附 則 （略）	

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）別添 3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	備 考	改 正 前	備 考
社会医療法人の定款例		社会医療法人の定款例	
社会医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 3 （略）	（略） （略） ・病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 29 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 29 条第 4 項及び第 30 条第 5 項において同じ。） （略）	社会医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 3 （略）	（略） （略） ・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 29 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 29 条第 4 項及び第 30 条第 5 項において同じ。） （略）

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）	第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）
第6条 （略）	（略）	第6条 （略）	（略）
第3章 資産及び会計 第7条～第8条 （略）	（略）	第3章 資産及び会計 第7条～第8条 （略）	（略）
第9条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） <u>(3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> <u>(4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> <u>(5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> 3 （略）	（略）	第9条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） <u>(3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> 3 （略）	（略）
第10条～第12条 （略）	（略）	第10条～第12条 （略）	（略）
第13条1～2 （略） 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも	第13条1～2 （略） 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第 14 条 （略） 第 4 章～第 5 章 （略） 第 6 章 役員 第 28 条 （略） 第 29 条 1～3 （略） 4 本 社 団 が 開 設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 （略） 第 30 条 1～4 （略） 5 監事は、本 社 団 の 理 事 又 は 職 員（本 社 団 の 開 設 する病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u><u>又は介護医療院</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 31 条～第 36 条 （略） 第 7 章～第 10 章 （略）	のとする。 （略） （略） （略） ・ 病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u><u>又は介護医療院</u>を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u><u>又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照） （略） （略） （略） （略）	第 14 条 （略） 第 4 章～第 5 章 （略） 第 6 章 役員 第 28 条 （略） 第 29 条 1～3 （略） 4 本 社 団 が 開 設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 （略） 第 30 条 1～4 （略） 5 監事は、本 社 団 の 理 事 又 は 職 員（本 社 団 の 開 設 する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 31 条～第 36 条 （略） 第 7 章～第 10 章 （略）	（略） （略） （略） ・ 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照） （略） （略） （略）
--	--	--	--

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）別添 4）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	備 考	改 正 前	備 考
社会医療法人の寄附行為例		社会医療法人の寄附行為例	
社会医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u> 3 （略）	（略） ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 <u>28</u> 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 <u>28</u> 条第 4 項及び第 <u>29</u> 条第 5 項において同じ。） （略）	社会医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 3 （略）	（略） ・病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 <u>27</u> 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 <u>27</u> 条第 4 項及び第 <u>28</u> 条第 5 項において同じ。） （略）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）	第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）
第6条 （略）	（略）	第6条 （略）	（略）
第3章 資産及び会計 第7条～第8条 （略）	（略）	第3章 資産及び会計 第7条～第8条 （略）	（略）
第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） <u>(3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> <u>(4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> <u>(5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> 3 （略）	（略）	第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） <u>(3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u> 3 （略）	（略）
第10条～第12条 （略）	（略）	第10条～第12条 （略）	（略）
第13条1～2 （略） 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも	第13条1～2 （略） 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第 14 条 （略） 第 4 章 評議員 第 15 条 （略） 第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2～3 （略） <u>第 17 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u> <u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> 第 5 章 評議員会 第 18 条 （略） 第 19 条 （略） 第 20 条 （略） 第 21 条 （略） 第 22 条 （略） 第 23 条 （略） 第 24 条 （略）	のとする。 （略） （略） ・本項を規定するか否かは任意。 （略）	第 14 条 （略） 第 4 章 評議員 第 15 条 （略） 第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2～3 （略） 第 5 章 評議員会 第 17 条 （略） 第 18 条 （略） 第 19 条 （略） 第 20 条 （略） 第 21 条 （略） 第 22 条 （略） 第 23 条 （略）	（略） （略） （略）
--	--	--	----------------------------------

第 <u>25</u> 条 （略） 第 <u>26</u> 条 （略） 第6章 役員 第 <u>27</u> 条 （略） 第 <u>28</u> 条 1～3 （略） 4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 （略） 第 <u>29</u> 条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 3 （略） 4 監事は、次の職務を行う。 （1）～（2） （略） （3）本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 （4）～（6） （略） 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団	（略） （略） ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないこと（法第46条の5第6項参照） （略） ・この報告は、<u>現実</u>に開催された<u>理事会</u>において行わなければならない。<u>報告を省略することはできない。</u>	第 <u>24</u> 条 （略） 第 <u>25</u> 条 （略） 第6章 役員 第 <u>26</u> 条 （略） 第 <u>27</u> 条 1～3 （略） 4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 （略） 第 <u>28</u> 条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 3 （略） 4 監事は、次の職務を行う。 （1）～（2） （略） （3）本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会<u>理事</u>に提出すること。 （4）～（6） （略） 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団	（略） （略） ・病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないことができる。（法第46条の5第6項参照） （略）
--	--	--	--

第 9 章 解散及び合併 第 45 条 (略) 第 46 条 (略) 第 47 条 (略) 第 48 条 (略) 第 1 0 章 雑則 第 49 条 (略) 第 50 条 (略)		第 9 章 解散及び合併 第 44 条 (略) 第 45 条 (略) 第 46 条 (略) 第 47 条 (略) 第 1 0 章 雑則 第 48 条 (略) 第 49 条 (略)	
---	--	---	--

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和 6 1 年健政発第 4 1 0 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一 医療法人制度に関する事項 1～5 (略) 6 病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（以下「病院等」という。）の管理者の理事就任 (1)～(3) (略) 7～8 (略) 9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令 (1) 法第 63 条又は法第 64 条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、 附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の 附帯業務の継続が法人本来の業務である<u>病院等</u>の経営に支障があると認められ る場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、<u>病院等</u>の経営の 悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。 (2) (略) (3) また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占 め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業 の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である<u>病院等</u>の運営に支障がある と認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。 10 (略) 第二 (略) 別添 1～4 略	第一 医療法人制度に関する事項 1～5 (略) 6 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の管理者の理事 就任 (1)～(3) (略) 7～8 (略) 9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令 (1) 法第 63 条又は法第 64 条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、 附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の 附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、<u>診療所又は介護老人保健施設</u>の 経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不 当に流用し、病院、<u>診療所又は介護老人保健施設</u>の経営の悪化を招いていると 認められる場合等をいうものであること。 (2) (略) (3) また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占 め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業 の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、<u>診療所又は介護老人 保健施設</u>の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等 が考えられること。 10 (略) 第二 (略) 別添 1～4 略

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年健政発第 1 1 0 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。 いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不斷の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。 今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。 なお、この指導要綱は、病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人（医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人）については、病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。	医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。 いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不斷の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。 今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。 なお、この指導要綱は、病院<u>又は</u>老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人（医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人）については、病院<u>又は</u>老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

別 添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営 1 (略)	1～2 (略)	(略)
2 役員 (1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1～3 (略) 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> 等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5～6 (略)	(略) (略)
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～2 (略) 3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、	(略) (略)

別 添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営 1 (略)	1～2 (略)	(略)
2 役員 (1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1～3 (略) 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院、 <u>又は</u> 介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5～6 (略)	(略) (略)
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～2 (略) 3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、	(略) (略)

	看護師その他の医療従事者 ② 病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の経営に関し識見を有する者 ③～④ (略) 4～7 (略)	(略)		看護師その他の医療従事者 ② 病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者 ③～④ (略) 4～7 (略)	(略)
4～5 (略)	(略)	(略)	4～5 (略)	(略)	(略)
Ⅱ 業務 1 (略)	1～4 (略)	(略)	Ⅱ 業務 1 (略)	1～4 (略)	(略)
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設及び介護医療院</u>の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。	2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所、<u>及び</u>介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。
Ⅲ 管理	(略)	(略)	Ⅲ 管理	(略)	(略)

1 ～ 2 (略)			1 ～ 2 (略)		
3 会計管理 (1) ～ (5) (略)	(略)	(略)	3 会計管理 (1) ～ (5) (略)	(略)	(略)
(6) その他	1 病院、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 (略)		(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 (略)	
4 ～ 5 (略)	(略)	(略)	4 ～ 5 (略)	(略)	(略)
IV (略)	(略)	(略)	IV (略)	(略)	(略)

○「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 改正の内容 1 医療法人の業務の拡大について (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。 (2) ～ (3) （略） 2 ～ 5 （略） 6 医療法人の資産要件の見直しについて (1) 規則第 30 条の 34 の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、<u>病院等</u>を開設する医療法人は、開設する<u>病院等</u>に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。 (2) ～ (4) （略） 7 ～ 8 （略） 第 2 ～ 第 4 （略）	第 1 改正の内容 1 医療法人の業務の拡大について (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所 <u>又は介護老人保健施設</u>（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。 (2) ～ (3) （略） 2 ～ 5 （略） 6 医療法人の資産要件の見直しについて (1) 規則第 30 条の 34 の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、<u>病院、診療所又は介護老人保健施設</u>を開設する医療法人は、開設する<u>病院、診療所又は介護老人保健施設</u>に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。 (2) ～ (4) （略） 7 ～ 8 （略） 第 2 ～ 第 4 （略）

○「医療法人の基金について」（平成 1 9 年医政発第 0 3 3 0 0 5 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 基金の手續 1 ～ 2 （略） 3 基金の申込み (1) （略） (2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。 ① （略） ② 法第 4 4 条第 2 項第 1 号、第 4 号、第 8 号及び第 <u>1.2</u> 号に掲げる事項 ③～⑥ （略） (3)～(6) （略） 4 ～ 9 （略） 1 0 基金の返還（規則第 3 0 条の 3 8） (1) （略） (2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。 ① 基金（1 3 の代替基金を含む。）の総額 ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ	第 1 （略） 第 2 基金の手續 1 ～ 2 （略） 3 基金の申込み (1) （略） (2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。 ① （略） ② 法第 4 4 条第 2 項第 1 号、第 4 号、第 8 号及び第 <u>1.1</u> 号に掲げる事項 ③～⑥ （略） (3)～(6) （略） 4 ～ 9 （略） 1 0 基金の返還（規則第 3 0 条の 3 8） (1) （略） (2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。 ① 基金（1 3 の代替基金を含む。）の総額 ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ

り増加した貸借対照表上の純資産額

(3) ～ (6) (略)

11 ～ 14 (略)

第3 ～ 第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拋出型）の定款例	備 考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	
第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。	(略)
第〇条 本社は、基金の拋出者に対して、本 社団と基金の拋出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拋出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。	
第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。	

り増加した貸借対照表上の純資産額

③ 資本剰余金の価額

(3) ～ (6) (略)

11 ～ 14 (略)

第3 ～ 第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拋出型）の定款例	備 考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	
第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。	(略)
第〇条 本社は、基金の拋出者に対して、本 社団と基金の拋出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拋出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。	
第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。	

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 3 前項の規定に違反して本会社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本会社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。	(略)	2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) <u>資本剰余金</u> (3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 3 前項の規定に違反して本会社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本会社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。	(略)
---	-----	---	-----

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。 第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。 附 則 (略)		6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。 第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。 附 則 (略)	
---	--	---	--

○「医療法人会計基準について」（平成 26 年医政発 0319 第 7 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」（平成 16 年 8 月 19 日医政発 0819001 号厚生労働省医政局長通知）、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日老発第 378 号厚生省老人保健福祉局長通知）や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。 当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）<u>第 5 0 条</u>に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 医療法人会計基準検討報告書のポイント（H26. 2. 26） （略） 別添 （略）	医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」（平成 16 年 8 月 19 日医政発 0819001 号厚生労働省医政局長通知）、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日老発第 378 号厚生省老人保健福祉局長通知）や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。 当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）<u>第 5 0 条の 2</u>に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院 <u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 医療法人会計基準検討報告書のポイント（H26. 2. 26） （略） 別添 （略）

○「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成 26 年医政発 0319 第 5 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 附帯業務として実施すること 本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の業務に支障のない範囲内で行われること。 第 2 ～第 4 （略） 別添 1 （略） 別添 2 （略）	第 1 附帯業務として実施すること 本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設の業務に支障のない範囲内で行われること。 第 2 ～第 4 （略） 別添 1 （略） 別添 2 （略）

○「農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について」（平成 28 年医政発 0315 第 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
昨年 9 月 4 日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）により農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第 10 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。 これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 28 年政令第 27 号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 26 号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）が本年 1 月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 36 号）が本年 2 月 22 日付けで告示され、いずれも本年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。 これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監	昨年 9 月 4 日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）により農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第 10 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所<u>又は</u><u>は</u>介護老人保健施設を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。 これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 28 年政令第 27 号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 26 号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）が本年 1 月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 36 号）が本年 2 月 22 日付けで告示され、いずれも本年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。 これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監

督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。 （注）農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。 記 第 1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条関係） 1 （略） 2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。 ①～⑨ （略） ⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 ⑪～⑫ （略） ⑬ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 ⑭ （略） 3～5 （略） 第 2 （略）	督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。 （注）農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。 記 第 1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条関係） 1 （略） 2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。 ①～⑨ （略） ⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 ⑪～⑫ （略） ⑬ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 ⑭ （略） 3～5 （略） 第 2 （略）
---	---

○「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～2 （略） 3 評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係） （1）評議員について ① 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 イ （略） ロ 病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ハ～ニ （略） ②～⑤ （略） （2）～（6） （略） 4 役員の選任及び解任に関する事項について（法第 46 条の 5 から第 46 条の 5 の 4 関係） （1）役員の選任について ①～⑤ （略） ⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えないこと。ただし、医療法人が病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を 2 以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を	第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～2 （略） 3 評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係） （1）評議員について ① 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 イ （略） ロ 病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ハ～ニ （略） ②～⑤ （略） （2）～（6） （略） 4 役員の選任及び解任に関する事項について（法第 46 条の 5 から第 46 条の 5 の 4 関係） （2）役員の選任について ①～⑤ （略） ⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えないこと。ただし、医療法人が病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができるこ

理事に加えないことができること。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。 ⑦ (略) (2) ～ (4) (略) 5 ～ 7 (略) 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の 3 関係) (1) (略) (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について ①～⑥ (略) ⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、②により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。 ⑧～⑪ (略) (3) ～ (8) 9 ～ 10 (略) 第 2 ～ 第 3 (略) (参考法令) (略)	と。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。 ⑦ (略) (2) ～ (4) (略) 5 ～ 7 (略) 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の 3 関係) (1) (略) (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について ①～⑥ (略) ⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。 ⑧～⑪ (略) (3) ～ (8) 9 ～ 10 (略) 第 2 ～ 第 3 (略) (参考法令) (略)
---	--

○「医療法人の合併及び分割について」（平成 28 年医政発 0325 第 5 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 ～第 2 （略） 第 3 合併の手続 吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第 57 条から第 58 条の 6 まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、法第 59 条から第 59 条の 5 まで及び第 67 条の規定を遵守すること。 1 （略） 2 合併の認可の申請（法第 58 条の 2、規則第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 関係） （1）吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧ （略） ⑨ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> 又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （2）（略） （3）新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧ （略） ⑨ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> 又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （4）（略） 3 ～ 6 （略） 第 4 ～第 5 （略）	第 1 ～第 2 （略） 第 3 合併の手続 吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第 57 条から第 58 条の 6 まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、法第 59 条から第 59 条の 5 まで及び第 67 条の規定を遵守すること。 1 （略） 2 合併の認可の申請（法第 58 条の 2、規則第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 関係） （1）吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧ （略） ⑨ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （2）（略） （3）新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧ （略） ⑨ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （4）（略） 3 ～ 6 （略） 第 4 ～第 5 （略）

第6 分割の手続

吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の 7 まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の 6 まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。

また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができないため留意されたいこと。

1 (略)

2 分割の認可の申請（規則第 35 条の 8 及び第 35 条の 11 関係）

(1) 吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑤ (略)

⑥ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表

⑦～⑧ (略)

⑨ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑧ (略)

⑨ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

第6 分割の手続

吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の 7 まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の 6 まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。

また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割をすることができないため留意されたいこと。

1 (略)

2 分割の認可の申請（規則第 35 条の 8 及び第 35 条の 11 関係）

(1) 吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑤ (略)

⑥ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表

⑦～⑧ (略)

⑨ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑧ (略)

⑨ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(3) 社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人については、吸収分割医療法人及び新設分割医療法人にはなれないが、吸収分割承継医療法人にはな

3 債権者の保護（法第 60 条の 4、第 60 条の 5 及び第 61 条の 3 関係） (1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から 2 週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために<u>その時点における</u>財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第 9 号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。 (2) ～ (4) （略） 4 ～ 7 （略） 第 7 （略）	<u>ることができること。</u> 3 債権者の保護（法第 60 条の 4、第 60 条の 5 及び第 61 条の 3 関係） (1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から 2 週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第 9 号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。 (2) ～ (4) （略） 4 ～ 7 （略） 第 7 （略）
---	---

○「医療法人の計算に関する事項について」（平成28年医政発0420第7号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1 会計基準、外部監査及び公告について 1 (略) 2 監査について（法第51条第5項及び第6項、規則第33条の2の3及び第33条の2の5関係） (1) 監事の監査報告書について ① 監事の監査報告書の内容について イ (略) ロ <u>事業報告書等</u>が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見 ハ～ニ (略) ② (略) (2) 公認会計士等の監査報告書について ① (略) ② 公認会計士等の監査報告書の通知期限 公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。 イ (略) ロ 理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、その日 財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受け	第1 会計基準、外部監査及び公告について 1 (略) 2 監査について（法第51条第5項及び第6項、規則第33条の2の3及び第33条の2の5関係） (1) 監事の監査報告書について ① 監事の監査報告書の内容について イ (略) ロ <u>財産目録、貸借対照表及び損益計算書</u>が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見 ハ～ニ (略) ② (略) (2) 公認会計士等の監査報告書について ① (略) ② 公認会計士等の監査報告書の通知期限 公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。 イ (略) ロ 理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、その日 財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受け

たものとする。 また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものと<u>する</u>こと。 (3) (略) 3 (略) 第2～第3 (略) 別紙 (略)	たものとする。 また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものと<u>みなす</u>こと。 (3) (略) 3 (略) 第2～第3 (略) 別紙 (略)
---	--

○「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 2 8 年医政発 0 4 2 0 第 5 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 本運用指針について 本運用指針は、法第51条第2項の医療法人（※）が、同条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。 ※ 法第51条第2項の医療法人とは、以下の通りである。 ① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の<u>事業</u>収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人 ② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の<u>事業</u>収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人 ③ （略） 2 （略） 3 重要な会計方針に記載する事項について 会計基準第3条第5号に規定の「<u>その他</u>貸借対照表等作成<u>の</u>ための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。 4～11 （略） 12 引当金の取扱いについて 引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起	1 本運用指針について 本運用指針は、法第51条第2項の医療法人（※）が、同条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。 ※ 法第51条第2項の医療法人とは、以下の通りである。 ① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70 億円以上である医療法人 ② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10 億円以上である社会医療法人 ③ （略） 2 （略） 3 重要な会計方針に記載する事項について 会計基準第3条第5号に規定の「<u>その他</u>貸借対照表等<u>を</u>作成<u>する</u>ための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。 4～11 （略） 12 引当金の取扱いについて 引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起

因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に関する会計基準（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。

①～② （略）

13～15 （略）

16 事業損益の区分について

事業損益は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る本来業務事業損益、法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務に係る附帯業務事業損益又は法第42条の2第1項に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することとする。

17～23 （略）

因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に係る会計基準（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。

①～② （略）

13～15 （略）

16 事業損益の区分について

事業損益は、病院、診療所、又は介護老人保健施設に係る本来業務事業損益、法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務に係る附帯業務事業損益又は法第42条の2第1項に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することとする。

17～23 （略）

24 貸借対照表等注記事項について 会計基準第22条第8号に規定の「その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤ (略) 25～27 (略) 様式第一号 (略)	24 貸借対照表等注記事項について 会計基準第22条第8号に規定の「その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤ (略) 25～27 (略) 様式第一号 (略)
---	---

改 正 後

様式第二号

法人名
所在地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本来業務事業損益		
1 事 業 収 益		× × ×
2 事 業 費 用		
(1) 事 業 費	× × ×	
(2) 本 部 費	× × ×	× × ×
本来業務事業利益		× × ×
B 附帯業務事業損益		
1 事 業 収 益		× × ×
2 事 業 費 用		× × ×
附帯業務事業利益		× × ×
C 収益業務事業損益		
1 事 業 収 益	× × ×	
2 事 業 費 用		× × ×
収益業務事業利益		× × ×
事 業 利 益		× × ×
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	× × ×	
その他の事業外収益	× × ×	× × ×
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	× × ×	
その他の事業外費用	× × ×	× × ×
経 常 利 益		× × ×
IV 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	× × ×
V 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	× × ×
税 引 前 当 期 純 利 益		× × ×
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	× × ×	
法 人 税 等 調 整 額	× × ×	× × ×
当 期 純 利 益		× × ×

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失

を指示名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改 正 前

様式第二号

法人名
所在地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本来業務事業損益		
1 事 業 収 益		× × ×
2 事 業 費 用		
(1) 事 業 費	× × ×	
(2) 本 部 費	× × ×	× × ×
本来業務事業利益		× × ×
B 附帯業務事業損益		
1 事 業 収 益		× × ×
2 事 業 費 用		× × ×
附帯業務事業利益		× × ×
C 収益業務事業損益		
1 事 業 収 益		× × ×
2 事 業 費 用		× × ×
収益業務事業利益		× × ×
事 業 利 益		× × ×
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	× × ×	
その他の事業外収益	× × ×	× × ×
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	× × ×	
その他の事業外費用	× × ×	× × ×
経 常 利 益		× × ×
IV 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	× × ×
V 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	× × ×
税 引 前 当 期 純 利 益		× × ×
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	× × ×	
法 人 税 等 調 整 額	× × ×	× × ×
当 期 純 利 益		× × ×

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失

を指示名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記（略）

様式第三号～様式第八号（略）

様式第九の一号

法人名
所在地

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記（略）

様式第三号～様式第八号（略）

様式第九の一号

法人名
所在地

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名

※医療法人整理番号

所在地

事業費用明細表
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
：	：	
：	×××	×××
II 給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
III 委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
IV 経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
VI その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
事業費用計		×××

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの **中区分科目**は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式九の二号

法人名

※医療法人整理番号

所在地

事業費用明細表
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
：	：	
：	×××	×××
II 給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
III 委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
IV 経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
VI その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
事業費用計		×××

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの **中科目区分**は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 2 9 年医政発 0 2 1 7 第 1 6 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （1）～（6） （略） 2 地域医療連携推進法人の業務等について （1） （略） （2）地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8 ・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ①～③ （略） ④ 地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。 ⑤～⑦ （略） （3）～（7） （略） （8）地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14 ・則第 39 条の 22 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 4 節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。具体的事項については、<u>「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知）のとおり</u>であること。	第 1 （略） 第 2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （1）～（6） （略） 2 地域医療連携推進法人の業務等について （1） （略） （2）地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8 ・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ①～③ （略） ④ 地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は</u>介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。 ⑤～⑦ （略） （3）～（7） （略） （8）地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14 ・則第 39 条の 22 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 4 節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。具体的事項については、<u>地域医療連携推進法人会計基準の公布時に追って通知するもの</u>であること。

(9) ～ (10) (略) 3 地域医療連携推進法人の監督について (1) (略) (2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24 ～第 39 条の 26 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9 の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・ 住所の変更等、認可を要しない定款の変更をしたときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 また、地域医療連携推進法人自らが病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。 (3) ～ (8) (略) 4 (略) 別添 1 (略) 別添 2 (略) 別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 1 ～ 3 (略) 4 参加法人の構成等（第 8 号、第 11 号）	(9) ～ (10) (略) 3 地域医療連携推進法人の監督について (1) (略) (2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24 ～第 39 条の 26 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9 の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・ 住所の変更等、認可を要しない定款の変更をしたときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 また、地域医療連携推進法人自らが病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は</u>介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。 (3) ～ (8) (略) 4 (略) 別添 1 (略) 別添 2 (略) 別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 1 ～ 3 (略) 4 参加法人の構成等（第 8 号、第 11 号）
--	--

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> を開設する参加法人			①
			②
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 (①～⑥の合計)			⑦
参加法人の議決権の構成割合 (第 8 号)	$(①+②) > (③+④)$		
参加法人の議決権の構成割合 (第 11 号)	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$		

5 (略)

別添 4～別添 8 (略)

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所 <u>又は</u> 介護老人保健施設を開設する参加法人			①
			②
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 (①～⑥の合計)			⑦
参加法人の議決権の構成割合 (第 8 号)	$(①+②) > (③+④)$		
参加法人の議決権の構成割合 (第 11 号)	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$		

5 (略)

別添 4～別添 8 (略)

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 2 9 年医政発 0 3 2 1 第 5 号）の一部改正
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 ～ 21 （略） 22 貸借対照表等注記事項について 会計基準第 17 条第 8 号に規定する「その他地域医療連携推進法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤ （略） 23～26 （略） 【参考】 （略） 様式第一号～様式第七号 （略）	1 ～ 21 （略） 22 貸借対照表等注記事項について 会計基準第 17 条第 8 号に規定する「その他地域医療連携推進法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤ （略） 23～26 （略） 【参考】 （略） 様式第一号～様式第七号 （略）